

請求書兼領収書等の押印省略関係(Q&A)

<押印廃止関係>

問1 請求書兼領収書の真正性の担保(債権者本人からの提出であることの確認)については、どのように行うのか。

必要に応じ、支払担当課からの電話連絡や窓口での本人確認書類(運転免許証等)の提示等により確認させていただきます。

問2 請求者(債権者)登録済の場合も、問1同様、請求書兼領収書の真正性の担保(債権者本人からの提出であることの確認)を行うのか。

請求者(債権者)登録済の方については、請求書兼領収書に請求者番号を記入して提出いただければ、問1の確認は行いません。

問3 請求書兼領収書に請求印を押印して提出しても受け付けてもらえるのか。

これまでどおり、押印のある請求書についても提出可能です。

問4 請求書兼領収書を電子メールで送付することは可能か。

押印廃止当初の混乱をさけるため、電子メールでの送付については、調整中です。

問5 窓口で現金等を受領する場合の受領印も押印廃止となるのか。

窓口において本人確認書類(運転免許証等)又は北九州市上下水道局が交付した書類(契約書、通知書等)の提示等により債権者本人であることを確認し、署名をいただくこととします。

使用者の方が来られる場合には、上記書類のコピー等を持参いただき、使用者の方の署名をいただくこととします。

なお、これまでどおり押印していただくことも可能です。

問6 見積書、契約書への押印も廃止となるのか。

見積書、契約書については、これまでどおり押印してください。